

浄化槽の法定検査を お忘れなく!

全ての浄化槽管理者には、浄化槽法で**年1回の法定検査**の受検の義務が定められているよ。



浄化槽くん

- 千葉県知事が指定した検査機関が公正中立に行う検査で、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に動いているか、放流水がきちんと浄化されているかを確認します。
- 結果は浄化槽管理者だけでなく、行政機関にも報告されます。

※設置後の初回検査(7条検査)とその後毎年1回の検査(11条検査)があります。



浄化槽管理者



行政機関

交付

報告

確認

確認

年1回
法定検査

浄化槽管理者の
3つの義務

年3~4回
保守点検

年1回
清掃

装置の調整や
消毒剤の補充など
(民間の保守点検業者が行う)

たまった汚泥の
除去、内部洗浄など
(民間の清掃業者が行う)

法定検査の申し込み
方法は裏面へ **Go!**

きれいな水を地球にかえそう!



チーバくん

法定検査で行う検査の内容

外観検査

設置状況や設備の稼働状況（本体の傾きや沈下の有無、部品の固定等）、悪臭発生状況、消毒の実施状況など



書類検査

保守点検記録と清掃記録の確認



水質検査

残留塩素濃度、透視度、他水質に関わる項目



Q 法定検査 & A

Q 法定検査を申し込むには？

A 法定検査を行うには、知事が指定した検査機関（指定検査機関）に申し込みが必要です。下の申込先に、電話、スマホ・PC、専用ハガキ等でお申し込みください。

Q うちでは保守点検を定期的を受けているけど、それとは違うものなの？ 両方受ける必要はあるの？

A

保守点検は、浄化槽の機能を正常に保つための作業です。一方法定検査は、保守点検や清掃が適正に行われているかも含めて、浄化槽が正しく機能しているかを、第三者的な視点で総合的に確認する公的な検査であり、結果は行政機関にも報告されます。それぞれ別の観点により行われるもので、作業内容も異なります。

法定検査は、清掃や保守点検と同様、法律で全ての浄化槽管理者に対して義務付けられているものです。忘れずに受検するようお願いします。

Q 法定検査にかかる費用は？

A 一般的なご家庭サイズの浄化槽（10人槽以下）の検査手数料は、設置後検査（7条検査）10,000円、その後毎年1回の検査（11条検査）5,000円です。（浄化槽の規模に応じて手数料は変わります。）

浄化槽維持管理には一括契約が便利！

- 保守点検業者が窓口となり、全ての申込手続きをまとめて行えます。
- 個々に手続きする煩わしさが解消されます。
- 適正管理が確保され、安心して浄化槽を使い続けることができます。

※契約している保守点検業者が一括契約に対応しているかについては、直接保守点検業者にお問い合わせください。
※料金についてはそれぞれから別途請求が行きます。

<法定検査の申し込み・問い合わせ先>

千葉県指定検査機関

公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター TEL.043-246-6283 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1

担当区域／船橋市、八千代市、習志野市、浦安市、市川市、柏市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、印西市、成田市、富里市、八街市、四街道市、佐倉市、白井市、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、栄町、酒々井町、神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村

千葉県浄化槽検査センター 申し込み 検索



◀ 法定検査申し込み先

一般財団法人 千葉県環境財団 TEL.043-246-2079 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1(3階)

担当区域／千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、いすみ市、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、御宿町、大多喜町、鋸南町

千葉県環境財団 浄化槽 検索



◀ 法定検査申し込み先

<その他浄化槽一般についての問い合わせ先>

下記3市以外に設置の浄化槽について▶千葉県環境生活部 水質保全課浄化槽班 TEL.043-223-3813

千葉市に設置されている浄化槽について▶千葉市環境局資源循環部 収集業務課 TEL.043-245-5251

船橋市に設置されている浄化槽について▶船橋市環境部 廃棄物指導課 TEL.047-436-2443

柏市に設置されている浄化槽について▶柏市環境部 環境政策課 TEL.04-7167-1695